

次世代法に基づく行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、また全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を30%以上にする事

女性社員・・・取得率を80%以上にする事

〈対策〉

- 令和3年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討及び実施
(代替要員の確保、業務体制の見直し、多能工化など)

目標2：計画期間の終了日の属する事業年度における全フルタイム労働者の法定時間外労働および法定休日労働の合計時間数の平均が毎月30時間未満であること

〈対策〉

- 令和3年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 令和3年4月～ 各部署における問題点の検討および研修の実施

計画内容変更日：令和8年2月26日

以上